

新技術・新製品の研究開発を支援いたします

対象者

- ① 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- ② 中小企業団体（事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会等）
- ③ 2以上の中小企業者で構成されたグループで、その構成員の1/2以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成されたグループ

※対象外となる者

- ・国又は県の新技術又は新製品の研究開発に係る補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者
- ・茅野市新商品開発支援事業に係る補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者等
- ・前年度及び前々年度に連続して、本補助金の交付を受けた者

対象となる研究開発

※以下に該当するものでも、単なる設備等の導入と認められるものは除く。

（1）対象となる工業またはデジタル関連産業における研究開発の取組

- ・機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化に係るもの
- ・新材料・新素材の研究開発、利用技術に係るもの
- ・新製品の創出に係るもの
- ・生産、加工又は処理に係るもの
- ・新システム又は新工法に係るもの

（2）補助対象事業

- ① **一般型**：新規性または革新性の高いものを行う事業
- ② **試作・改良型**：小規模な額で試作または改良を行う事業
- ③ **知的財産権型**：成果物の知的財産権を取得する事業
- ④ **大学等連携研究会型**：大学等と連携して研究会を設置する事業
- ⑤ **大学等連携技術指導型**：大学等と連携して技術指導委託契約を締結する事業

申請期間

- ① **一般型の事業について申請をされる場合**は、

令和8年(2026年)5月31日までに計画申請書の提出をお願いします。

その他の事業について申請される場合は、**随時受付**を行っています。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※②試作・改良型は事業着手前に交付申請を行い、交付決定後に事業を実施してください。

※申請書様式は、茅野市ホームページからダウンロードできます。

※申請書の書き方等も同様に、茅野市ホームページから記入例がダウンロードできますので参照してください。

【対象経費、補助限度額、手続きの流れ等は、裏面をご覧ください】

対象経費及び補助限度額

※補助率：2分の1以内

事業型	対象経費	補助限度額
①一般型	原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、人件費(補助対象経費の20%以内の額)等	100万円
②試作・改良型	原材料費、設計委託費、外注加工費、検査・実証データ取得に要する経費等	10万円
③知的財産権型	知的財産権に係る経費（出願料及び出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、弁理士への報酬等）	10万円
④大学等連携 研究型	大学等と連携して新技術又は新製品の研究を行う研究会に係る経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料等）	50万円
⑤大学等連携 技術指導型	大学等と連携して新技術又は新製品の研究開発を行うための技術指導委託契約に係る経費	15万円

※対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限る。

※新技術又は新製品の開発に至らなかった場合、Iの補助率は1/5以内、限度額は40万とする。

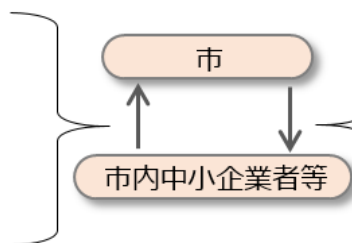
※消費税は除くものとする。また、市の他の補助金で交付対象経費としたものは除くものとする。

その他

- ・①一般型の取組については、計画申請書を受付後、補助採択の審査を行い、補助採択の可否を申請者に通知をします。補助採択となった事業者に限り、補助金の交付申請書の提出を行っていただきます。
- ・補助金の額の確定は、事業者からの状況報告を受け、審査会（令和8年(2026年)度末頃に開催）に諮り、研究開発に至ったものと認められるか等の意見を踏まえて最終的に決定いたします。

「一般型」補助事業の申請の流れ

- ①補助事業計画書申請
- ③（採択者のみ）補助金交付申請
（⑤変更承認申請）
- ⑥遂行状況報告
- ⑧実績報告
- ⑩補助金請求



- ②補助採択審査・採択可否通知
- ④補助金交付決定
（⑤変更決定）
- ⑦審査会への諮問、結果通知
- ⑨補助金の額の確定
- ⑪支払い

詳細につきましては、茅野市ホームページをご覧ください。

補助金計画申請、交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel:72-2101(内線433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

